

# 令和3年4月からの 保育所の入所申し込みを受け付けします

都合により受付会場に来ることができない人は、12月1日(火)～23日(水)までの間に、市役所子ども課で手続きをしてください(土・日曜日・祝日を除く)。

※受付期間後に申し込んだ場合や、定員を超えた場合は、第1希望以外の保育所への入所となりますので、ご了承ください。

▷申し込み・問い合わせ先=子ども課保育係(☎内線192)

申請者に代わって代理人が申し込む場合に必要です。 ※世帯の状況により、追加書類が必要な場合があります。 ▽申込書配布場所 各保育所・こども園、市役所子ども課、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所 ▽その他 保育の必要性を証明する書類、各園の取り扱い保育、保育料などの詳細は、申込書配布場所に配置している「特定教育・保育施設利用のしおり」や、市ホームページをご覧ください。

## 施設等利用給付認定を希望する皆さんへ

保育所などを利用しておらず、保育の必要性の認定を受けた児童【3歳以上児の児童(新2号認定)と、0～2歳児の住民税非課税世帯の児童(新3号認定)】の認可外保育施設、一時預かり事業、病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業の利用料は無料となります。 認定申請は随時行っていますので、市役所子ども課に相談ください。

## こども園(1号/教育希望)および幼稚園の園児を募集します

### ▷募集施設

- ・私立施設=盛こども園、いかわこども園、立根こども園、海の星幼稚園
- ・公立施設=綾里こども園、越喜来こども園、吉浜こども園

### ▷申込要件=市内に住所がある人

### ▷申込方法

- ・私立施設=入園を希望するこども園・幼稚園に申込書類を提出ください。
- ・公立施設=市役所子ども課に申込書類を提出ください。

※申込書類は、市役所子ども課、各こども園、幼稚園で配布します。



※引き続き同じ園に在園を希望する場合、申込書類の提出は不要です。

### ▷申込期間

- ・私立施設=各園にお問い合わせください。
- ・公立施設=12月1日(火)～23日(水)

### ▷その他

- ・こども園や幼稚園では、午後の預かり保育を実施しています。
- ・末崎保育園、赤崎保育園が幼保連携型認定こども園に移行した場合、園児を募集します。
- ▷申し込み・問い合わせ先=子ども課保育係(☎内線192)/盛こども園(☎263020)/いかわこども園(☎263212)/立根こども園(☎263645)/海の星幼稚園(☎265222)

## 産前・産後サポートおよび産後ケア事業を始めました

※この事業は希望制ではなく、支援が必要とされる人へ、市がサポートやケアを行うものです。

### ■産前・産後サポート事業

- ▷場所=すくすくルーム(サン・リア内)
- ▷対象=妊娠・出産・育児に不安を抱えていたり、身近に相談できる人がいない妊産婦など(妊婦の夫や、産婦とその子どもなども含む)。
- ▷内容=毎月2回(第2・第4火曜日)、午前10時から正午まで、集団型デイサービスを行います。1回につき、妊産婦など1組から3組を対象に、助産師や子育て経験者などによる、妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みへの相談支援などを行います。
- ▷参加料=無料

### ■産後ケア事業

- ▷場所=福祉の里センター
- ▷対象=産後の疲れや育児に不安を感じていて、家族から支援が受けられにくい母(産婦)とその子ども(生後1年位まで)。
- ▷内容=毎月1回(第4水曜日)、午前10時から午後3時まで個別型デイサービスを行います。1回につき1組を対象とし、母の休養促進のためのケアや、授乳などの保健指導や育児相談などを行います。
- ▷参加料=1組1,000円
- ▷問い合わせ先 子育て世代包括支援センター(☎271581)

## 施設の利用には「認定」が必要です

保育所やこども園などを利用する場合は、教育・保育の必要性に応じた「認定」を受ける必要があります。 この認定は、保育所などの利用の申し込みと同時に手続きを行うことができます。 認定区分と利用可能施設は【表1】のとおりです。

【表1】認定区分と利用可能施設

認定区分	対象年齢	要件	利用可能施設
1号	満3歳以上	教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園
2号	満3歳以上	「保育を必要とする事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合	認可保育所、認定こども園
3号	満3歳未満		認可保育所、認定こども園、地域型保育事業(※)

※現在、市内で地域型保育事業の実施予定はありません。

## 2号・3号(保育)認定を受けるには?

※このページでは、保育所とこども園(2号・3号/保育希望)の申し込みについて記載しています。 こども園(1号/教育希望)と幼稚園への入所を希望する人は、5ページの枠内をご覧ください。

- ・保育所・こども園の保育認定を受けられるのは、父母などの保護者が次のいずれかの事由に該当する場合です。 また、事由と保育の必要量(就労時間など)によって、保育を利用できる時間が「保育標準時間(最長11時間まで)」と「保育短時間(最長8時間まで)」に区分されます。 各施設の入所申込受付日時は、【表2】をご覧ください。
- ▽認定を受けられる事由
  - ・就労
  - ・求職活動
  - ・育児休業取得中の継続利用
  - ・妊娠・出産
  - ・就学
  - ・病気・障がい
  - ・病人の看護など
  - ・災害復旧

## 申し込みに必要な書類など

- ・虐待・DV
- ・その他これらに類する状態にある場合
- ※詳しくは市役所子ども課に相談ください。

- ①教育・保育給付認定申請書 兼施設利用申込書 児童1人につき1枚の提出が必要。
- ②「保育の必要性」を証明する書類
  - ・父母、同居している65歳未満の祖父母1人につき1枚の提出が必要です。
- ③マイナンバー関係の書類
  - ①マイナンバー確認書類(いずれか1つ)
    - ・個人番号カード
    - ・個人番号が記載された住民票の写し など
  - ②身元確認書類(いずれか)
    - ・個人番号カード
    - ・運転免許証やパスポートなど、写真付き身分証明書のうち1点
    - ・健康保険証や年金手帳など、官公署などが発行した写真表示のない書類のうち2点
- ④委任状

【表2】保育所の入所申込受付日時

施設名(会場)	受付日時	施設名(会場)	受付日時	施設名(会場)	受付日時
大船渡保育園	12月1日(火) 14:00～16:00	蛸ノ浦保育園	12月7日(月) 15:00～16:00	立根こども園	12月11日(金) 14:30～16:00
赤崎保育園(※)	12月2日(水) 15:00～16:00	日頃市保育園	12月8日(火) 15:00～16:00	綾里こども園	12月14日(月) 15:30～16:30
末崎保育園(※)	12月3日(木) 14:30～16:00	盛こども園	12月9日(水) 14:30～16:00	越喜来こども園	12月15日(火) 15:30～16:30
明和保育園	12月4日(金) 14:30～16:00	いかわこども園	12月10日(木) 14:30～16:00	吉浜こども園	12月16日(水) 15:30～16:30

※赤崎保育園と末崎保育園は、令和3年度から幼保連携型認定こども園に移行する予定です。